官報
大蔵省印刷局発行
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
日刊（行政機関の休日休刊）
付録資料版（毎週水曜）

目次

〔省令〕
○地方運輸局陸運支局等組織規程等の一部を改正する省令（**運輸**三八）　一
〔告示〕
○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**三二七）　二
○日本国に帰化を許可する件（**同**三二八）　三
○保安林の指定をする件（**農林水産**一〇八〇～一〇八五）　四
○保安林の指定を解除する件（**同**一〇八六～一一〇六）　六
○種苗法第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を公表する件（**同**一一〇七）　七
○道路に関する件（**建設**一六三八、一六三九）　八
○高速自動車国道に関する件（**同**一六四〇）　八
○都市計画に関する件（**同**一六四一～一六四四）　八
〔人事異動〕
内閣　総理府　大蔵省　最高裁判所　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
第一種大規模小売店舗に関する公示（通商産業省）　九
大規模小売店舗の廃止に関する公示（同）　九
公聴会
第一種大規模小売店舗における小売業に関する公示（大規模小売店舗審議会）　九
〔資料〕
四半期別国民所得統計（二次速報）（平成十一年一～三月期）（経済企画庁）　九
日本と世界の天候（平成十一年七月）（速報）（気象庁）　九
〔公告〕
諸事項
官庁
財団関係　一三
裁判所
公示催告、失踪、破産、免責、和議、特別清算、会社更生関係　一三
特殊法人等
厚生年金基金変更関係　一六
地方公共団体
職員の免職処分、教育職員免許状失効、法人設立許可取消処分、行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利実行申立て関係　一七
会社その他

省令

○運輸省令第三十八号

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）第四十三条第三項、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九条及び第百四条、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和三十九年法律第百九号）第六条並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第四条の規定に基づき、並びに道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律を実施するため、地方運輸局陸運支局等組織規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十一年八月二十六日　運輸大臣　川崎　二郎

（地方運輸局陸運支局等組織規程等の一部を改正する省令）

第一条　地方運輸局陸運支局等組織規程（昭和六十年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

土浦自動車検査登録事務所	土浦市	土浦市、結城市、壁ばま市、取手市、龍ケ崎市、古河市、稲敷郡、岩井市、猿島郡、石岡市、下妻市、筑西市、下館市、相馬郡、水海道市、真壁郡

を

土浦自動車検査登録事務所	土浦市	土浦市、結城市、壁ばま市、取手市、龍ケ崎市、古河市、稲敷郡、岩井市、猿島郡、石岡市、下妻市、筑西市、下館市、相馬郡、水海道市、真壁郡
佐野自動車検査登録事務所	佐野市	佐野市、足利市、下都賀郡、栃木市、安蘇郡、佐野市、小山市、平町、藤岡町、国分寺町、野木町、岩舟町、大町、及び都賀町

に

改める。

（自動車登録規則の一部改正）

第二条　自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

栃木陸運支局	栃木

を

栃木陸運支局	宇都宮
佐野自動車検査登録事務所	とちぎ

に改める。

（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則（昭和三十九年運輸省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表中

栃木陸運支局	TG

を

栃木陸運支局	TGU
佐野自動車検査登録事務所	TGC

に改める。